

公益社団法人 郡上市シルバー人材センター

令和6年度事業計画書

1 基本方針

私たちを取り巻く環境は、ようやく新型コロナウイルス感染症と共存する新たな段階に移りましたが、インフルエンザなど数々の感染症の再流行や昨年からの混沌とした世界情勢と物価上昇に伴う経済的負担の増加によって将来の生活に対する不安はより増えてきています。

令和5年度の当センターの事業状況をみますと、派遣では増加しましたが、除草・剪定などの請負は減少しました。また、原材料価格、特にガソリンなどの燃料費の高騰や最低賃金引上げ等に伴う人件費の増加などによって、センターの事業運営は依然厳しい状況が続いています。

会勢の充実については、定年延長等に伴い若い会員の入会が少なく会員数は減少傾向が続いています。郡上市においては今後65歳から74歳の前期高齢者が減少を続けていくことが見込まれていることから厳しい状況が続くものと思われまます。また、業務の拡大については請負事業が減少したものの、派遣事業では新規発注の働きかけに伴い契約額が増加したことから契約額全体では増加しました。

令和6年度においては、事業の拡大を一層進めるとともに、シルバー人材センターの基本理念である自主・自立、共働・共助を軸にして、関係機関の支援と協力をいただきながら、地域のみなさまから信頼されるセンターの構築に努めていきます。

また、「就業における安全対策の徹底」を重点目標として、事故の未然防止に努め安全な就業活動が十分生かされるセンターの運営を目指します。

2 運営・組織

(1) 総会

最高意思決定機関である総会は、定款に定める重要な事項を審議していただくため令和6年6月までに開催します。

(2) 理事会・専門部会

理事会は、総会決定事項の執行機関です。事業の方針を確立し、具現化を図るための重要な役割を担っており、センターの発展と会員の福祉に繋がるよう、原則年間6回以上は理事会を開催して適切な運営を行います。また、専門部会では、現状分析及び組織の活動に努めます。

(3) 地域理事・班長会

各地域の組織の活性化を図り、地域性・専門性に応じた事業の底上げを図ります。また、入会員情報や地域情報を共有しつつ、事業運営の目的を達成するため、活発な活動ができる環境整備に努めます。

3 事業目標

令和6年度の事業推進にあたり、具体的な目標を下記のとおり設定します。

会員数（人）	488		
区 分	請負・委任	派 遣	合 計
受注件数（件）	1,200	60	1,260
就業延人員（人日）	29,300	7,100	36,400
契約金額（千円）	124,900	41,100	166,000

4 実施事項

(1) 普及啓発事業

会員募集拡大のための普及活動や地域の催事やボランティア活動等を通じた広報啓発活動に取り組みます。会員に対しては、就業上の心得、安全・適正就業等について事例紹介等による周知を行います。

- ① 普及啓発促進月間を主とした「一人一会員入会」運動の啓発
- ② 会員の表彰等
- ③ デジタル媒体を活用した情報の提供
- ④ 会員情報誌「シルバーだより」の発刊による情報の提供

(2) 安全就業・適正就業の推進

ア 安全就業

令和5年度も数々の事故等が発生しました。特に除草作業時の飛び石による損害賠償事故が際立って多く、その要因として安全対策の不足が考えられます。こうした事故は発注者や同僚の方に大変な迷惑をかけることとなります。無事故で健康な年となるよう、事故の未然防止と健康維持に努めます。

- ① 安全・衛生・適正就業対策基本計画に基づく安全施策の推進
- ② 安全衛生大会の開催等による安全意識の啓発
- ③ 定期健康診断受診の奨励、運転従事者の適正な健康管理
- ④ 安全施策の推進、パトロールの実施と事故要因分析及び改善策の普及
- ⑤ 剪定作業時の三脚脚立の梯子・支柱の固定化（閉脚による事故防止）
- ⑥ 夏期における単独屋外作業の禁止及び適時の水分補給等
- ⑦ 屋根の雪下ろし等、高所作業の禁止
- ⑧ 入会説明会における安全教育の実施
- ⑨ 作業における会員の体調確認、準備運動の実施（当日のリーダー）
- ⑩ 刈払機や剪定の作業時におけるヘルメット、安全帯着用義務化
- ⑪ 派遣就業運転業務従事者等を対象とする「安全運転講習」の開催

⑫ 刈払機取扱に係る安全衛生教育の受講の斡旋

イ 適正就業

ガイドラインに基づき、下記の事項に留意して、適正就業に努めます。

- ① 就業日数は概ね月10日以内、就業時間は概ね週20時間以内
- ② 従業員との混在就業、指揮命令を受ける就業は派遣契約へ切替
- ③ 就業時間延長等の業務拡大の指定を受けている業種の受注促進
- ④ 発注者並びに会員に対するガイドラインの周知・徹底

(3) 新規事業等の取組

介護予防給付から切り離れた介護認定の一部である「介護予防・日常生活に係る支援の総合事業」を継続して取り組みます。

また、住民のニーズ、地域づくりやシニアクラブ活動等に関わる諸課題について、市関係部局との情報共有連携に努めます。

(4) 人材育成事業

ア 担い手不足が生じている剪定、障子・襖の貼り替え作業について、受注体制の構築に向けて、関係機関の養成講習の情報収集や参加の斡旋に努めます。

イ 会員の拡大及び新規担い手育成を目的とする県連合会主催の「高齢者活躍人材確保育成事業」について、人材確保対策のため、市内での講習会の開催実施について調整を進めます。

(5) 地域奉仕活動の実施

高齢化や人材不足が進む中、会員間の支え合いを深めるため、会員によるボランティア活動等を通じて、地域の皆様に認識していただき、他の高齢者や地域住民に刺激を与え活性化の一助を担っていきます。

また、令和6年度においても「奉仕の精神」で、各地域での催事等と連携したボランティア活動の実施に努めます。